

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月16日（平成27年（行個）諮問第168号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行個）答申第22号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が、平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月23日付け東労発総個開第27-91号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示で、特に関係者の聴取書が全て黒塗りのため、誰を聴取し、どのような内容かが、100パーセントわかりません。もう少し開示していただけますようご検討をお願いする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年5月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命文書一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不

服として、平成27年7月17日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命文書一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、5、6の①、7、8、9、10、11、13の②、21の①、22の①、24の①、25、35、36、37、38及び39の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、6の②、15、16、17、18、19及び20の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号12及び13の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3

号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表に記載した情報のうち、文書番号22の②及び39の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号21の②、22の②、24の②、32及び39の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち文書番号1、2、6の②、15、16、17、18、19及び20の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア②で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号22の②及び39の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報

等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記3（2）イ②で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうしょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年10月16日付け厚生労働省発基1016第3号により諮問した平成27年（行個）諮問第168号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

（1）不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3，5，6の①，7，8，9，10，11，13の②，21，22の①，24の①，25，35，36，37，38及び39の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1，2，6の②，15，16，17，18，19及び20の不開示部分は、

特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号12, 13の①及び22の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号22の②及び39の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号22の②, 24の②, 32及び39の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)。

別表

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)

			2号	3号 イ	3号 ロ	7号
2 1	資料一覧	<u>1 頁不開示部分</u>	○			
2 2	事業主申立書	① 1 頁担当者名及び印影, 6 頁担当者氏名部分	○	○		
		② 3 頁, 4 頁不開示部分, 6 頁の担当者氏名部分以外の不開示部分		○	○	○

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 10 月 16 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 11 月 13 日 審議
- ④ 平成 29 年 2 月 8 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年 3 月 23 日 諮問庁からの補充理由書を收受
- ⑥ 同年 5 月 11 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が、平成 27 年特定月日付け特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 39 の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の 2 欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号 1 (精神障害の業務起因性判断のための調査復

命書)及び文書番号2(関係者の申立(要旨))の不開示部分について
当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容並びに被聴取者の立場及び氏名(氏のみの場合を含む。)等であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、被聴取者の立場及び氏名(氏のみの場合を含む。)については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分には、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分は、聴取内容であり、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号

について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書番号3（添付資料目次）、文書番号5（意見書①）、文書番号6（意見書②）①、文書番号7（意見書③）、文書番号8（意見書④）、文書番号9（意見書⑤）、文書番号10（意見書⑥）、文書番号11（診療報酬明細①）、文書番号13（診療報酬明細③）②、文書番号21（資料一覧）、文書番号24（組織図）①、文書番号25（社員名簿）、文書番号35（休業・求職申請書等）、文書番号36（健康診断結果等）、文書番号37（受診結果報告書）、文書番号38（産業医面談記録等）及び文書番号39（事業場提出資料）①の不開示部分について

当該不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名（氏のみの場合を含む。）、署名又は印影、所属、役職、電話番号、メールアドレス、社員番号、所属名、勤務地、役職及び支給区分であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号24①の不開示部分については、審査請求人が特定事業場に勤務していた期間の組織図の氏名であり、審査請求人が知り得る情報と認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ その余の部分については、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表に掲げる文書番号6（意見書②）②の不開示部分について

当該不開示部分は、医師の意見書の記載であり、上記（1）ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表に掲げる文書番号12（診療報酬明細②）及び文書13（診療報酬明細③）①の不開示部分について

当該不開示部分は、特定健康保険組合の印影である。

当該印影については当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号15(聴取書②), 文書番号16(聴取書③), 文書番号17(聴取書④), 文書番号18(電話聴取書①), 文書番号19(電話聴取書②)及び文書番号20(電話聴取書③)の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち, 住所, 職業, 氏名, 生年月日, 年齢, 署名, 印影及び名刺は, それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず, また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分は, 労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり, 審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり, 上記(1)ウと同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号22(事業主申立書)①の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち, 担当者氏名は, 上記(1)アと同様の理由により, 法14条2号に該当し, 同条3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち, 印影については, 上記(4)と同様の理由により, 法14条3号イに該当し, 同条2号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書番号22(事業主申立書)②及び文書番号39(事業場提出資料)②の不開示部分について

当該不開示部分は, 労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて, 特定事業場から提出された資料の記載である。

ア 当該不開示部分のうち, 文書番号39の1頁右側4行目, 7ないし9行目, 11行目, 14行目及び15行目並びに左側5ないし7行目及び11行目については, 原処分で既に開示されている文書番号21の1頁の記載から推認できる内容であると認められる。

このため, これを開示しても, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや, 労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず, かつ同様の理由により, 審査請求人に開示しないという条件を付することが, 当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分については、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書番号24(組織図)②の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された組織図の記載であり、個人名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分は、審査請求人が当該事業場に勤務していた期間の組織図の一部であり、審査請求人が承知している情報と認められることから、同号ただし書イに該当し、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(9) 別表に掲げる文書番号32(ジョブプロフィール)の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された審査請求人のジョブプロフィールであり、審査請求人が承知している情報と認められることから、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件

について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文 書 番 号	1 対象文書 名	2 不開示を維持す る部分	3 不開示情 報 法 1 4 条 該 当 号				4 開示すべき部 分
			2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号	
1	精神障害の業 務起因性判断 のための調査 復命書	5 頁, 7 頁ないし 1 7 頁, 1 9 頁, 2 0 頁, 2 6 頁の不開示 部分	○			○	なし
2	関係者の申立 (要旨)	1 頁ないし 3 頁の 不開示部分全て	○			○	なし
3	添付資料目次	1 頁不開示部分全て	○				なし
4	療養補償給付 たる療養の給 付請求書等	—					なし
5	意見書①	署名及び印影部分	○				なし
6	意見書②	①署名及び印影部分	○				なし
		② 1 頁項目 1 1 の 2 行目の記載	○			○	なし
7	意見書③	署名及び印影部分	○				なし
8	意見書④	署名及び印影部分	○				なし
9	意見書⑤	印影部分	○				なし
1 0	意見書⑥	印影部分	○				なし
1 1	診療報酬明細 ①	1 頁担当者氏名部分	○				なし
1 2	診療報酬明細 ②	印影部分		○			なし
1 3	診療報酬明細 ③	① 1 頁印影部分		○			なし

		② 1 頁担当者氏名部分	○				なし
1 4	聴取書①	—					—
1 5	聴取書②	1 頁 5 行目 5 文字目, 6 文字目を除く 不開示部分	○			○	なし
1 6	聴取書③	1 頁 6 行目 5 文字目, 6 文字目を除く 不開示部分	○			○	なし
1 7	聴取書④	1 頁 6 行目 5 文字目, 6 文字目を除く 不開示部分	○			○	なし
1 8	電話聴取書①	項目番号の記載を除く 不開示部分	○			○	なし
1 9	電話聴取書②	項目番号の記載を除く 不開示部分	○			○	なし
2 0	電話聴取書③	項目番号の記載を除く 不開示部分	○			○	なし
2 1	資料一覧	1 頁不開示部分	○				なし
2 2	事業主申立書	① 1 頁担当者名及び 印影, 6 頁担当者氏 名部分	○	○			なし
		② 3 頁, 4 頁不開示 部分, 6 頁の担当者 氏名部分以外の不開 示部分		○	○	○	なし
2 3	会社パンフレット	—					—
2 4	会社組織図	① 取締役会, 監査役 の人物以外の個人氏 名部分	○				全て

		②不開示部分のうち ①を除く部分	○		○	○	全て
2 5	社員名簿	取締役会，監査役の 人物以外の個人に関 する記載がある部分	○				なし
2 6	規程類	－					－
2 7	人事台帳	－					－
2 8	雇用契約関係 書類	－					－
2 9	本人履歴書	－					－
3 0	職務経歴書	－					－
3 1	採用面接時の E v a l u a t i o n S h e e t	－					－
3 2	ジョブプロフ ファイル	不開示部分全て			○	○	全て
3 3	勤務表	－					－
3 4	給与明細表	－					－
3 5	休業・退職申 請書等	1頁，3頁，5頁担 当者印影部分	○				なし
3 6	健康診断結果 等	1頁印影部分，2頁 氏名部分，3頁印影 部分	○				なし
3 7	受診結果報告 書	1頁印影部分	○				なし
3 8	産業医面談記 録等	1頁，3頁印影部分	○				なし

3 9	事業場提出資料	① 1 頁担当者氏名部分	○				なし
		②①以外の不開示部分全て		○	○	○	1 頁右側 4 行目, 7 ないし 9 行目, 1 1 行目, 1 4 行 目及び 1 5 行目並 びに左側 5 ないし 7 行目及び 1 1 行 目